

通り放題の脱毛エステ 中途解約に注意

事例

2年間通り放題の脱毛エステを約20万円で契約した。その後、中途解約したいと申し出たら「この契約は5回のプランでそれ以降は無料のアフターサービスとして提供している。5回を消費しているので解約しても返金はない」と言われた。契約期間は2年間のはずなのにおかしいのではないか。(当事者:学生 男性)

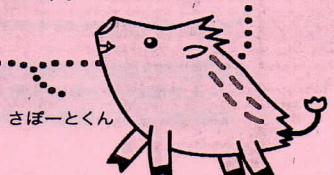


アフターサービスなので
返金できません。

…ひとことアドバイス…

- 脱毛エステの長期間にわたる契約の場合、中途解約や返金の条件もよく確認し慎重に検討しましょう。
- 通り放題コースの場合「有償での施術期間・回数」と「無償での施術期間・回数(アフターサービス)」に分かれているケースが多くあります。全体の施術可能期間だけを見ず、詳細を書面で確認しましょう。

- 中途解約して返金がされる期限や1回の施術にかかる料金も確認しましょう。契約前には、施術内容や契約条件について説明を受け、よく理解することが大切です。
- 不安なときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。



発行: 独立行政法人国民生活センター

本文イラスト: 黒崎 玄

柏市消費生活センター

相談専用電話 7164-4100

柏市柏下73番地 中央体育館管理棟1階

○月~金曜日 午前9時~午後4時30分

○毎月第3土曜日 午前9時~午後4時30分※

※電話相談のみ

○祝日・年末年始を除く

柏市消費生活コーディネーター

各ふるさと協議会の推薦で市長の委嘱を受け、消費者啓発活動を行っています。何かございましたら声をおかけください。

<メモ>